



厚生労働省発基安 0930 第 4 号

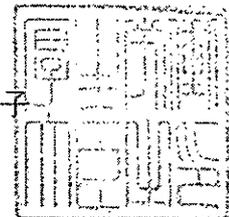
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 23 年 9 月 30 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱

第一 指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出

一 健康診断の結果の記録

事業者は、厚生労働大臣が指定する緊急作業（以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事したことのある労働者について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間（当該労働者が臨時健康診断（法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断）を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に、次の各号に掲げる健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し（当該記録が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう。）を、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

※ 指定緊急作業は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所において生じた事態に対応するための緊急作業を指定する。

(一) 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第五十一条に規定する健康診断個人票（一般定期健康診断（安衛則第四十四条第一項）及び特定業務健康診断（安衛則第四十五条第一項）並びに臨時健康診断（法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行った健康診断）の記録に限る。）

(二) 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票

二 線量等管理実施状況報告書

事業者は、次の各号に掲げる労働者の区分に応じ、第八条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、第九条第二項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定された当該労働者の線量及び第四十五条第一項の規定による記録その他の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書を作成し、当該各号に定める日に、書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。）に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 指定緊急作業に従事する労働者 毎月末日（当該労働者が指定緊急作業に従事する間に限る。）

二 放射線業務（指定緊急作業を除く。）に従事する労働者 三月ごとの月の末日（当該労働者が放射線

業務（指定緊急作業を除く。）に従事する間に限る。）

第二 指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出に係る読替規定

一 この省令の施行の日前に、指定緊急作業に従事し、又は従事した労働者について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事していた期間（当該労働者が臨時健康診断（法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断）を受けることとされていた場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断に係る第一の一（一）及び二については、事業者は、平成二十三年十一月三十日までに提出しなければならないものとする。

二 事業者は、この省令の施行の日前に、指定緊急作業に従事し、又は従事した労働者について、第一の二の線量等管理実施状況報告書を作成し、平成二十三年十月三十一日までに提出しなければならないものとする。

第三 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の整備を行うものとする。